

鶴ヶ島市 (仮称)市民基本条例骨子案

- ・ 共助社会の構築
- ・ 支え合いのまちづくり
- ・ 項目にその目的を記載する
- ・ 基本理念を分かりやすく
- ・ 市民、議会、行政（執行機関）が揃って「市」
- ・ これからのまちづくりのスタートライン
- ・ 市民参加については、巻き込める仕組みを
- ・ 市民活動、社会教育における行政の役割

名 称

- ・ 鶴ヶ島市市民基本条例

例：久喜市自治基本条例

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例

一般的に、「自治基本条例」と称することが多い。その他オリジナルの名称としている自治体もある。

前 文

- ・ 単独で村から町へ、町から市へ発展してきた
- ・ 東京への通勤圏
- ・ 武蔵野の原風景
- ・ 古くから住んでいる方と移り住んできた方が協力してきた
- ・ 人、物などの交流ポイント
- ・ 急速な少子高齢化
- ・ 公民館が多い（市民が集まれる場所）
- ・ 市民活動が活発
- ・ 活力に満ちた、安心して暮らせる地域社会

例： 鶴ヶ島市は、明治時代に鶴ヶ島村ができて以来、他の自治体と合併することなく町から市へと発展してきました。埼玉県ほぼ中央に位置し、東京への通勤圏である良好な居住空間と雑木林や農地などの武蔵野の原風景が調和され、古くからこの地に住んできた人々と、新たに移り住んできた人々が協力してきたまちです。

このような中、市政をとりまく社会情勢は、地方分権の推進、少子高齢化の進展などにより大きく変化しています。鶴ヶ島市は、かつて全国でも有数の若い市でしたが、急速な高齢化が進んでおり、近い将来鶴ヶ島市においても訪れる人口減少の時代に向け、市政運営は地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に支え合い、力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、鶴ヶ島市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力に満ち誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

前文は必ずしも必要なものではないが、自治基本条例では一般的に前文が置かれており、制定の趣旨や背景、市の独自性や方向性などを、読みやすく簡潔に述べている自治体が多い。

前文の表現については、親しみやすさなどを重視し「ですます調」とするものが多い。

総 則

目 的

- ・自治の基本的な考え方（理念）、市民、市議会及び市の役割を明らかにする。
- ・まちづくりに関する基本的事項を定める
- ・活力に満ちた、安心して暮らせる地域社会の実現

例： この条例は、本市における自治の基本理念並びに市民、市議会及び市の役割を明らかにし、まちづくりに関する基本的事項を定めることにより、自治によるまちづくりの推進を図り、活力に満ち誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

条例を構成する内容（何を規定するのか）を簡潔に表現し、何を目的（自治やまちづくりなど）とするのかを記載している。

定 義

- ・市民
- ・子ども（市民の役割と連動）
- ・市
- ・まちづくり
- ・

例：市 市民、議会及び市の執行機関をいいます。
 市民 市内に居住している者及び通勤し又は通学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。
 子ども 20歳未満の市民をいいます。
 市の執行機関 市長及び他の執行機関をいいます。
 まちづくり 活力に満ち誰もが安心して暮らせるまちをつくるためのすべての公共的活動をいいます。

論点としては

- ①市民の定義。住所を有する者、居住するもの、就業する者、就学する者、事業所を有する法人その他団体、活動する法人その他団体、市内で活動する者、利害関係を有する人や団体、納税者などに分けられ、市民として範囲をどうするかという問題がある。
- ②何を定義するか。条例内の用語を多く定義している条例もあれば、定義項目が簡潔なものなどさまざまである。

条例の位置付け

- ・自治の基本理念
- ・まちづくりの基本原則
- ・他条例等は整合性を確保する

例： この条例は、自治の基本理念を明らかにし、まちづくりに関する基本原則を定めるものであり、市の執行機関は、他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、この条例との整合性を確保するものとします。

「最高規範である」旨の記載をしている自治体も見受けられるが、条例で定める以上は他の条例に優越すると位置付けることはできないので、運用上の解釈に留まると考えられる。

自治の基本理念

自治の基本理念

- ・お互いを尊重する
- ・まちづくりに関する情報を共有する
- ・まちづくりは参加と協働により進める

例： まちづくりは、市が、互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めるものとします。

まちづくりは、市が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとします。

まちづくりは、自立した取り組みによる「自助」、共に支えあう「共助」、適切な行政施策を実施する「公助」をもって、活力に満ち誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会を目指すものとします。

市民、市議会及び市の役割

市民の役割

- ・まちづくりの主体
- ・まちづくりに参加する権利
- ・義務規定、努力規定
- ・子どもの役割などについて規定すべきか（定義と連動）

例： 市民は、それぞれの立場において、まちづくりに参加する権利を有しており、自治の基本理念及びまちづくりに関する基本的事項に基づき、まちづくりの主体として自らの意思と責任においてまちづくりに参加するよう努めるものとします。

子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有しており、地域社会の一員として協力しあうよう努めるものとします。

「権利」に関しては、地方自治法上の権利（役務の提供をひとしく受ける権利や選挙に参加する権利など）を確認的に規定しているものや、新たな権利（参加や情報を知る権利など）を規定しているものもあるが、何を規定するのか、またその効果などについて議論を要すると考える。

責務については、あるべき市民像となると考えるが、その内容及び義務規定または努力規定なのかなどの議論を要すると考える。

市議会

- ・ 選挙で選ばれた議員で構成する議事機関
- ・ 鶴ヶ島市議会基本条例に基づき、議会運営を行う

例： 市議会は、選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、自治の基本理念及びまちづくりに関する基本的事項並びに鶴ヶ島市議会基本条例(平成21年条例第11号)に基づき、議会運営を行うものとします。

議会（議員）の役割などを簡潔に規定しているものから、議会運営の基本的事項などを詳細に規定しているものもある。自治体によっては、議会（議員）の役割等を規定していない自治体もある。

議会運営の基本的事項については、本市では議会基本条例において規定されているため、議会基本条例との調整を要すると考える。

市

- ・ 広く市民の意見を聴く
- ・ 公正かつ適切な行政運営
- ・ 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正、能率的に職務を行う

例： 市の執行機関は、自治の基本理念及びまちづくりに関する基本的事項に基づき、広く市民の意見を聴き、市政を公正かつ適切に運営を行うものとします。

職員は、自治の基本理念及びまちづくりに関する基本的事項に基づき、全体の奉仕者として、職務に関する能力の向上を図り、誠実、公正かつ能率的に職務を行うものとします。

市（市長または執行機関など）の役割などを簡潔に規定しているものから、行政運営の基本的事項などを詳細に規定しているものもある。

論点としては、対象を首長とするのかまたは執行機関（市長及び各行政委員会）とするのか、さらに職員をどのように位置づけるかなど、自治体により様々な構成とされているので、議論を要すると考える。

まちづくりに関する基本的事項

市民協働

- ・鶴ヶ島市市民協働推進条例に基づき、市民協働を推進する
- ・行政と民間（市民）とのマッチング

例：市は、それぞれの役割を担い協力しあうまちづくりを実現するため、鶴ヶ島市市民協働推進条例(平成20年条例第7号)に基づき、市民協働を推進するものとします。

協働：市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割において協力しあうことであり、自治基本条例の基本的な概念であることからほとんど自治体で規定している。本市においては「市民協働推進条例」が規定されているため調整を要す。

参加：参加として個別に規定しているもの、協働とともに推進項目として規定しているものなどがある。また、規定していない自治体もある。

情報の共有

- ・市議会及び市は、市政に関する情報を分かりやすく、積極的に提供する
- ・市議会及び市は、市民との情報共有に努める
- ・市民は、地域の情報を提供しよう努める
- ・市民は、市政に関する情報を自ら得よう努める

例：市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割を担い協力しあうまちづくりを実現するため、鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年条例第18号）、鶴ヶ島市議会基本条例(平成21年条例第11号)に基づき、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を分かりやすく、積極的に提供することにより、市民との情報共有に努めるものとします。

市民は、市議会及び市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めるものとします。また、市政に関する情報を自ら得ることに努めるものとします。

自治体により、公開と保護を規定しているもの、共有を規定しているもの、その全てを規定しているものなど様々である。本市において「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」が規定されているので、記載の方法については検討を要すると考える。

危機管理

- ・災害時には、連携・協力する
- ・市民は、自らの安全を確保し、相互に協力する
- ・市は、関係機関と相互の連携・協力を行う
- ・市は、市民の生命、身体及び財産の安全確保に努める

例：市は、災害等の緊急時においては、連携・協力して対応するものとします。

市民は、災害等の緊急時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処しよう努めるものとします。

市の執行機関は、他の地方自治体、国その他関係機関と相互の連携・協力し、市民の生命、身体又は財産の安全確保に努めるものとします。

危機管理の規定については、規定していない自治体も見受けられるが、東日本大震災以降に制定された自治体については、ほとんどの自治体で規定していると見受けられる。

緊急時における情報の取り扱い

- ・市は、緊急時には、要援護者などの情報を提供できる
- ・市民は、要援護者などの情報を得た場合、他人の権利利益を侵害しない

例： 市の執行機関は、災害等の緊急時には、要援護者などの情報を提供できるものとし、その整備に努めるものとします。

市民は、要援護者などの情報の提供を受けた場合において、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱いにあたっては他人の権利利益を侵害することのないよう努めるものとします。

現在、要援護者の情報については、自治会や自主防災組織へ情報を提供できることを前提として、要援護者登録をさせていただいている。緊急時における情報提供の範囲拡大を行うことにより市民の安全確保を図るとともに、情報を得た市民のその情報の取り扱いについて規定する。

コミュニティ

- ・市民は、自治会などの公共性の高い団体に加わる
- ・支え合い、つながり
- ・市は、公共性の高い活動・団体に必要な支援を行う

例： 市民は、自治会などの地域で活動する公共性の高い団体に加わるよう努めるものとします。

市の執行機関は、コミュニティの役割及び主体性を尊重し、公共性の高い活動・団体に必要な支援を行うものとします。

規定している内容や表現などは、自治体により異なる。コミュニティの役割や連携・協力の仕組み、また市民や市の役割を議論した上で、その内容や表現を規定すべきと考える。

支え合い協議会の設置意義について

基本構想及び基本計画

- ・市は、基本構想及び基本計画を策定する
- ・基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止をする場合は、市民参加を得る
- ・基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止をする場合は、市議会の議決を経る

例： 市の執行機関は、まちづくりの方向性を示し、総合的かつ計画的に市政を運営するため、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定するものとします。

市の執行機関は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止する場合は、市民の参加を得るものとします。

市の執行機関は、基本構想及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいいます。）の策定、変更又は廃止に当たっては、市議会の議決を経るものとします。

地方自治法改正（計画策定義務の廃止）以降は総合計画の策定根拠とする自治体も増えている。

住民投票

- ・法の定めるところにより、住民投票を実施する条例の制定を請求することができる
- ・市長は、公表し意見を付して市議会に付議する
- ・市議会議員及び市長は住民投票に関する発議ができる
- ・市民、市議会及び市は、住民投票が行われた場合はその結果を尊重する
- ・実施に関する事項は、別に条例で定める

例： 本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、法の定めるところにより、その代表者から市長に対し、住民投票を実施する条例の制定を請求することができます。

市長は、前項の規定による請求があったときは、その旨を公表し、意見を付して市議会に付議しなければならないものとします。

市議会議員及び市長は、住民投票に関する発議を行うことができるものとします。

市は、住民投票が行われた場合は、その結果を尊重します。

住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

規定内容については、自治体により様々であるとともに、議論項目も多岐にわたり、市民の関心も高い項目でもある。

住民投票の位置付け(法的な規定はなく、条例による任意のものとなり、結果についての拘束力はない。)や実施により与える影響なども含め、様々な角度からの議論を要すると考える。

条例の見直し

- ・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ検討・見直しを行う

例： 市の執行機関は、社会情勢の変化等に対応するため、必要がある場合は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

自治体により、見直し期間やその手法、委員会などの設置についても規定しているものなどがあるが、議論の上で規定すべきと考える。